

令和 6 年度

幼保連携型認定こども園

つぼみ夢 しおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 夢工房
幼保連携型認定こども園 つぼみ夢

この「認定こども園のしおり」は、お子さまが入園・進級するにあたり、「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例第5条」に基づく「重要事項」のご説明と、安全・安心な園生活を実現するための基礎的な約束ごとをまとめています。
ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願いします。

I 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例第5条に基づき、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒650-0024 神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング714
事業者の電話番号・FAX	TEL 078-381-8695 / FAX 078-381-8696
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

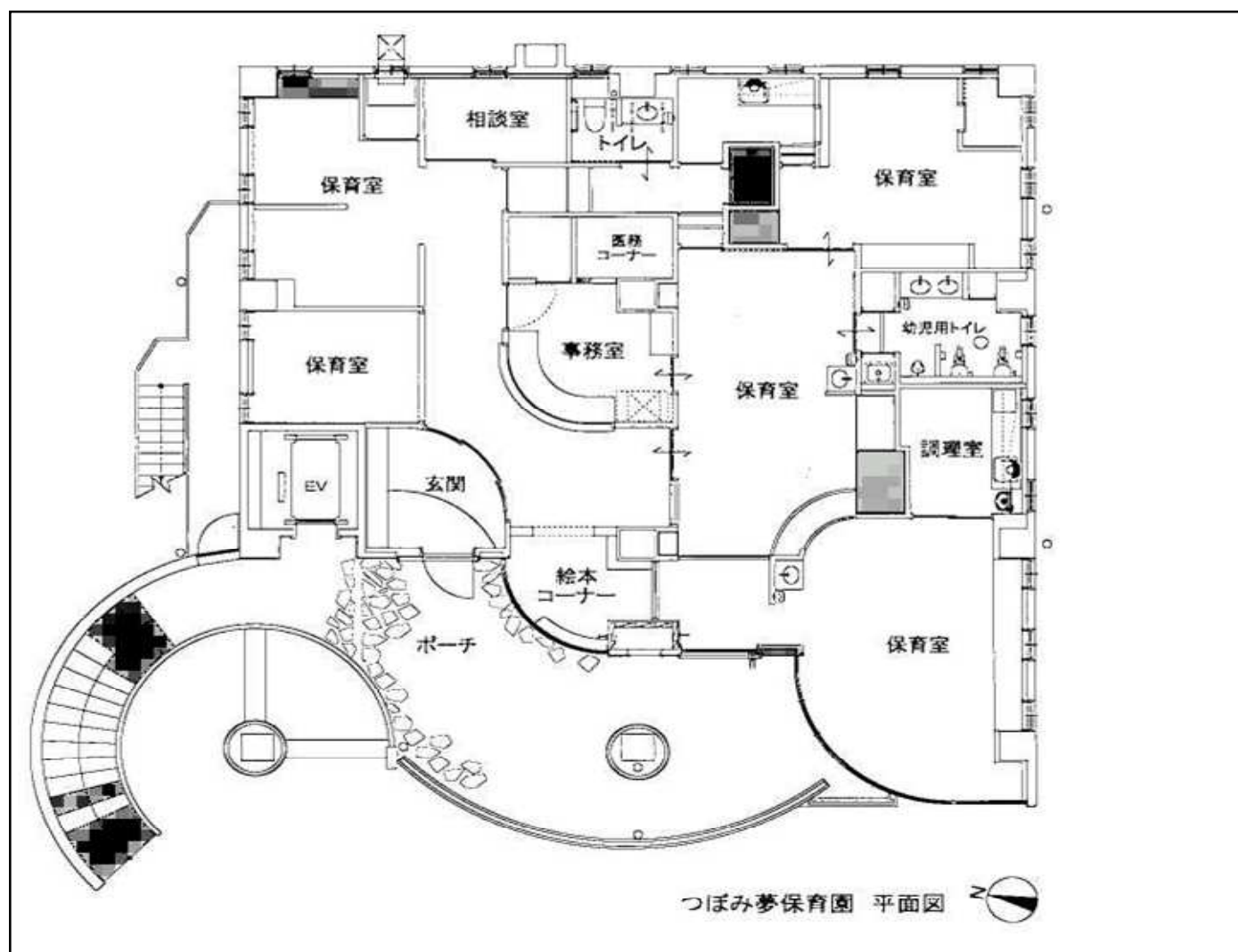
種別	幼保連携型認定こども園		
名称	幼保連携型認定こども園 つぼみ夢		
所在地	〒662-0075 兵庫県西宮市南越木岩町10-15 タケタビル2階		
電話番号・FAX	TEL 0798-74-9614 / FAX 0798-74-9615		
施設長氏名	園長 片岡 幸英		
開設年月日	平成 25年 4月1日		
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児
	3号認定		
	6人	12人	12人

3 施設の目的・運営方針

目的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
教育理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～夢にあふれる未来づくり～
教育方針	①愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。 ②様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。 ③家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。 ④食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。 ～もっと もっと 遊んで、もっと もっと 考えて、大きく 大きく 夢をふくらまそう～
目標	自分らしく生きる子ども・感性豊かな子ども・身近な人の気持ちがわかる子ども

4 施設・設備の概要

敷地面積		195.16㎡		
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建て		
	延床面積	172.55㎡		
主な施設設備	ほふく室	1室	99.14㎡	こりす(0歳児)
	乳児室	4室		りす(1歳児)、うさぎ(2歳児)
	調理室	1室	7.31㎡	
	調乳室	1室	5.43㎡	ほふく室横
	幼児トイレ	3個	6.70㎡	
	医務室	1室	12.88㎡	事務室内
	事務室	1室		
屋外遊戯場(園庭)		なし(代替場所 夙川公園・菊谷公園)		



5 職員配置の状況

(単位:人)

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1	0	1
副園長	0	0	0
主幹保育教諭	1	0	1
副主幹保育教諭	0	0	0
保育教諭	7	2	9
保育補助	0	1	1
栄養士	0	0	0
調理員	0	1	1
看護師	0	0	0
事務員	0	0	0
その他(用務員等)	—	—	—
合計	9	4	13

6 保育・教育を提供する日、時間

保 育 時 間			平 日	土 曜 日	日曜・祝日
2号 3号	標準時間	時間外 (朝)	なし	なし	休園
		通常	07時00分 ～ 18時00分	07時00分 ～ 18時00分	
		時間外 (夜)	18時01分 ～19時00分	18時01分 ～ 19時00分	
	短時間	時間外 (朝)	なし	なし	
		通常	08時30分～16時30分	08時30分～16時30分	
		時間外 (夜)	なし	なし	

* 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

* 土曜日は提出して頂いております教育・保育許可時間確認書に基づいての保育となっております。

* 12月29日から1月3日は休園日となります。

申し込み保育(年末年始、夏季、GW等)は、産休・育休中の方、お仕事がお休みの方は家庭保育のご協力をお願い致します。

7 提供する保育・教育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

子どもの特性に応じた対応、国籍・文化の違いを認め合うなど互いに尊重する保育を実施します。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する時間外保育を提供します。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児についてはこれに加え午前中に補食(牛乳)を1回提供します。

(4) その他保育に係る行事等

<毎日の流れの基本>

	0歳児(3号)	1・2歳児(3号)
7:00	開 園 (通常登園)	
8:00	おむつ交換	
	自由遊び	
9:00	おむつ交換 朝の補食	
10:00	園内外遊び・設定保育	
11:00	昼食	
12:00	おむつ交換	
13:00	午 睡	
14:00		
15:00	おむつ交換、おやつ	
16:00	自由遊び、おむつ交換	
17:00	順次降園	
18:01	<時間外保育・おやつ>	
19:00		

<園外保育> 詳細は P17

近隣にある夙川公園へ、バギー等を利用しながら、安全を確保できる 職員体制のもと、お散歩に行きます。

<年間計画> 詳細は P18

- ① 4月の入園・進級式、3月のお別れ会のほか、参観日、夏祭り、クリスマス会など 四季折々の行事などを予定しています。保護者の皆様にご参加いただく行事もあります。
- ② 月別の予定は、P18に記載していますが、実施時期、内容に変更があることもありますので、ご了承ください。
- ③ また、行事等の詳細は決まり次第、園だよりや掲示板でお知らせしますので、ご確認ください。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担額(保育料)

0歳から2歳のお子さまは、西宮市が定める保育料を園にお支払いいただきます。

(2) 時間外保育料(預かり保育料)

時間外保育を利用された場合は、利用料を園にお支払いいただきます。

時間外保育料 預かり保育料			18:01~19:00
	保育標準時間認定	月極	月額 6,000円
		日割	1回 800円

※閉園時間(19:00)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過するごとに、一律で500円を徴収させていただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

● 毎月納めて頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	金額	備考
布団リース	○	○	○	945	

※哺乳瓶を忘れられた方は乳首を買い取って頂きます。(400円程度)

※下着が足りなくなった場合は、買い取って頂きます。(300円程度)

※園で使用する名札は、1つ目は園の負担ですが、破損紛失された場合は実費にて購入して頂きます。(143円)

● 新入・進級時に購入して頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	金額	備考
カラー帽子	○	○	○	1,000	新入時のみ
連絡帳	192	192	—		
スポーツ共済加入金	○	○	○	243	
ゴム印鑑	○	○	○	200	新入時のみ

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、徴収します。

● 支払方法

原則、口座振替と致します。

9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が、転園したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

10 給食・食育について

＜ 自園給食 ＞

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。

本園で作った給食を温かいうちに栄養士が運び、提供しています。

＜ 特別食(アレルギー)対応 ＞

- ① 食物アレルギーのある場合、集団給食で可能な限り個別対応いたします。
誤食事故防止のため完全除去となります。
- ② アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ずご提出下さい。(解除の場合も同様です)
- ③ 原則は除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をいたします。
- ④ 調味料(醤油・砂糖・サラダ油)が除去の場合など、お弁当持参対象となる場合がありますので、
ご相談下さい。
- ⑤ ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承下さい。
- ⑥ その他の対応が必要な場合は、園にご相談下さい。

＜ 食育活動 ＞

- ① 保育の中で食べることが大好きになる気持ちを育むことを目指しています。
- ② 年1回、みんなで食について一緒に考えて頂く機会として、食フェアを開催いたします。
日頃の園での食生活や食育活動について様々な形でお伝えしたいと考えています。

11 園と保護者との連携について

- (1) 園と保護者が常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、
個人懇談、園だよりなどを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (2) 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、貸出し図書、育児相談、子育て講座の開催、
掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

12 健康管理と緊急時の対応について

- (1) 常に、園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、その結果を記録すると共に保護者にご報告いたします。
- (2) 職員については、年1回以上の健康診断を実施するとともに、細菌検査が必要な業務を行う職員については、毎月、検便検査を実施します。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- (4) 万一、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、嘱託医へ連絡するなど、必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (5) 当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	高橋小児科(内科)
医 師 名	高橋 千晶
所 在 地	西宮市樋之池町12番1号
電 話 番 号	0798-71-1515
医療機関の名称	林歯科医院(歯科)
医 師 名	林 直樹
所 在 地	西宮市寿町4-35
電 話 番 号	0798-34-7888
医療機関の名称	梅岡耳鼻咽喉科(耳鼻科)
医 師 名	野田 謙二
所 在 地	西宮市樋之池町22番2号
電 話 番 号	0798-70-3341
医療機関の名称	伊賀眼科(眼科)
医 師 名	伊賀 俊行
所 在 地	西宮市南越木岩町14-4
電 話 番 号	0798-73-3353
医療機関の名称	一般社団法人 西宮薬剤師会(学校薬剤師)
医 師 名	柳井 美菜
所 在 地	西宮市池田町13-2西宮医療会館2階
電 話 番 号	0798-23-0447

13 非常災害対策について

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

大規模地震警戒宣言発令時	保育停止。メール連絡によりお知らせします。
暴風雨警報発令時	園は開園していますが、状況によってはメールにて早めのお迎えをお願いする場合があります。仕事の都合がつく場合は、安全確保の為家庭保育をお願いします。交通インフラ等やライフラインに相当な被害が予見される場合は避難行動をとることが予想される為、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れます。
特別警報発令時	午前7時の段階で、適用地域内にある場合は、休園とします。 また、途中で解除されても当日は休園となります。 登園後に発令された場合は状況を見て、指定場所へ避難する場合があります為、速やかにお迎えをお願い致します。
高齢者避難(レベル3)発令時	午前7時の段階で、適用地域内にある場合は、家庭保育となります。 当日は休園となります。 登園後に発令された場合は状況を見て、指定場所へ緊急避難する場合があります為、速やかにお迎えをお願い致します。
ライフライン停止時	ガス、電気、水道等のライフラインが停止し、保育に支障をきたす被害があった場合は休園となります。
避難訓練	月に1回以上、火事・地震・津波を想定した訓練や指定場所への避難訓練を行ないます。

14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応に対しての職員の意識向上を図っています。
- (2) 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起こりそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、全職員が情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保険の種類	内容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ￥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ￥1,000,000,000 /1名・1事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

16 虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛(叩く、蹴る、物を投げつける等)は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家(部屋)に閉じ込める、食事を与えない(頻繁な欠食)、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車(自転車)に放置する、子どもを残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る(ケガが絶えない) 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV(暴言暴力) 等

※その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、園として法律に基づいて市に通告する必要があります(虐待かどうかを判断するのは、園ではありません)。

市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。園は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

※当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

17 個人情報の取り扱いについて

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行います。

18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付 担当者	氏 名 主幹保育教諭 三戸 恵美 電話 0798-74-9614		
相談・苦情解決 責任者	氏 名 園 長 片岡 幸英 電話 0798-74-9614		
第三者委員	氏 名 芝野 稔	役職・肩書等 公認会計士	
	連絡先	daisansya.shibano@gmail.com	
	氏 名 下川 仁夫	役職・肩書等 社福)甲山福祉センター	
		顧問	
	連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com	

* 苦情の受付は原則として、苦情申出人からの園などへの直接受付となりますが、園に据え置き
「ヤギさんポスト」をご利用頂き、利用者皆様のお声をお聞かせ頂いても差し支えございません。

※以上の仕組で解決できないご意見・ご要望は、西宮市子育て事業部保育入所課に申し出ることもできます。

＜西宮市こども支援局子育て事業部 保育入所課 0798-35-3160＞